

京都市脱炭素先行地域府内コアメンバープロジェクトチーム  
及び京都市脱炭素先行地域推進チーム設置要綱

(設置)

第1条 地域の脱炭素化のみならず、様々な地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献することを目指し、全庁体制で脱炭素先行地域の創出に向けた取組を推進することを目的として、京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則第8条第1項の規定に基づき、部会として、京都市脱炭素先行地域府内コアメンバープロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置するとともに、同規則第9条第1項の規定に基づき、施策推進チームとして、京都市脱炭素先行地域推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

(職務)

第2条 プロジェクトチームは、本市施策との相乗効果を發揮する脱炭素先行地域の取組実施に必要な事項の調査・検討を行う。

2 推進チームは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 脱炭素先行地域の創出に向けた必要な施策の調査・検討及び実施
- (2) 本市施策と相乗効果を生み出す分野横断志向の取組の調査・検討及び実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 プロジェクトチーム及び推進チームは、別表に掲げる職員をもって構成する。

2 プロジェクトチームに、プロジェクトチームを総括する本部長を置き、環境政策局を担任する副市長をもって充てる。

3 プロジェクトチームに、副本部長を置き、環境政策局地球環境・エネルギー担当局長をもって充てる。

4 推進チームに、推進チームを総括するリーダーを置き、環境政策局地球温暖化対策室脱炭素地域創出促進部長をもって充てる。

(庶務)

第4条 プロジェクトチーム及び推進チームの庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

(服務)

第5条 プロジェクトチーム及び推進チームの活動は、本務とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチーム及び推進チームに関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 京都市脱炭素先行地域庁内コアメンバー プロジェクトチーム

本部長	環境政策局を担任する副市長
副本部長	環境政策局地球環境・エネルギー担当局長
部 員	環境政策局地球温暖化対策室脱炭素地域創出促進部長
部 員	行財政局資産イノベーション推進室長
部 員	総合企画局総合政策室大学政策部長
部 員	文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長
部 員	産業観光局地域企業イノベーション推進室長
部 員	産業観光局観光M I C E 推進室長
部 員	都市計画局都市景観部土木担当部長 兼都市企画部都市計画担当部長
部 員	都市計画局住宅室長
部 員	伏見区役所地域力推進室長
部 員	伏見区役所深草支所地域力推進室長

2 京都市脱炭素先行地域推進チーム

リーダー	環境政策局地球温暖化対策室脱炭素地域創出促進部長
メンバー	環境政策局地球温暖化対策室脱炭素地域創出促進第一課長
メンバー	環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課長
メンバー	行財政局資産イノベーション推進室企画課長
メンバー	総合企画局都市経営戦略室戦略デザイン課長
メンバー	総合企画局総合政策室大学政策課長
メンバー	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長
メンバー	文化市民局地域自治推進室地域づくり推進課長
メンバー	産業観光局産業イノベーション推進室ライフ・グリーン産業振興課長
メンバー	産業観光局地域企業イノベーション推進室商業振興課長
メンバー	産業観光局観光M I C E 推進室観光戦略課長
メンバー	産業観光局観光M I C E 推進室宿泊環境整備課長
メンバー	産業観光局農林振興室林業振興課木の文化推進担当課長
メンバー	都市計画局都市企画部都市計画課土地利用計画担当課長

メンバー	都市計画局都市景観部景観政策課都市デザイン担当課長
メンバー	都市計画局都市景観部風致保全課長
メンバー	都市計画局都市景観部開発指導課長
メンバー	都市計画局建築指導部建築指導課長
メンバー	都市計画局住宅室住宅政策課企画担当課長
メンバー	伏見区役所地域力推進室まちづくり推進課長
メンバー	伏見区役所深草支所地域力推進室まちづくり推進課長
メンバー	伏見区役所醍醐支所地域力推進室まちづくり推進課長
メンバー	上下水道局経営戦略室資産活用課長
メンバー	教育委員会教育環境整備室学校跡地活用担当課長